

センパイNPO派遣事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、NPOの組織基盤強化や情報発信、資金調達等に関する実践的なノウハウや知識を習得しようとするNPOに対し、それらのノウハウや知識、経験を有する県内のNPO（以下「センパイNPO」という。）を直接派遣し、具体的、実践的な事項に対して適切な指導、助言などを行うことにより、NPOの組織運営や実践活動を支援することともに、NPO同士の学び合いと支え合いのネットワークを構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）とする。

(派遣対象)

第3条 本事業によりセンパイNPOを派遣する対象は、地域活性化活動や社会貢献活動に取り組む県内のNPO法人等の民間非営利団体（以下「派遣対象者」という。）とする。

(支援内容)

第4条 本事業によりセンパイNPOを派遣して行う支援は、派遣対象者が実施する地域活性化活動や社会貢献活動、NPOの組織運営等に関する内容に限るものとする。

(実施事業)

第5条 本事業では、予算の範囲内で以下の事業を行う。

① センパイNPOの派遣

財団理事長（以下「理事長」という。）は、派遣対象者の要請に応じてセンパイNPOを派遣し、具体的、実践的な指導、助言などを行う。

ただし、一般的な講演会に類するものや内容が具体的な技術指導等と関係ないものは派遣の対象外とする。

② その他

①の他、上記の目的を達成するために必要と認められる事業。

(センパイNPOの任務)

第6条 センパイNPOは、理事長の要請により、派遣対象者が必要としている課題等に関する具体的、実践的な指導、助言などを行う。

2 センパイNPOは、本事業上知り得た秘密を厳守すること。

(派遣の申請)

第7条 派遣対象者が、センパイNPOの派遣を受けようとするときは、センパイNPO派遣申請書（様式第1号）及び添付書類を理事長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第8条 理事長は、前条の派遣申請があったときは、申請内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、依頼内容に適任なセンパイNPOがいる場合に派遣を決定し、派遣決定通知書(様式第2号)により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣回数等)

第9条 センパイNPOの派遣は、1派遣対象者につき2回を限度とし、延べ8時間以内とする。

(報告)

第10条 派遣対象者は、指導、助言を受けた内容及びその実績を指導実績報告書(様式第3号)により、派遣終了後速やかに理事長に報告するものとする。

(経費の支出)

第11条 理事長は、前条の指導実績報告書を受理したときは、センパイNPOに対して、別途定める謝金及び旅費を支払う。

(委 任)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用・解釈等については、必要の都度、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。